

令和5年度 事業評価監視委員会の進め方

令和5年10月
国土交通省 北陸地方整備局

事業評価監視委員会における再評価に係る審議の重点化・効率化について

事業評価監視委員会における再評価に係る審議の一層の重点化・効率化を図るため、令和5年度より審議区分のうち「一括審議」に係る説明資料の見直しを行う。

審議区分・説明方法

重点審議

- ・ 事業費の大幅な増加があった事業
- ・ 完成、供用に大幅な遅れが生じる事業
- ・ 事業の内容や周辺環境等に重大な変更が生じた事業
- ・ その他委員が必要と認める事業

一括審議

- ・ 重点審議以外の事業
【進捗状況等に大きな変更が生じていない事業】

委員会・事前説明会での説明方法

- ・ 重点審議：従来と同様「再評価説明資料」により十分な審議時間を確保して審議の重点化を図る。
- ・ 一括審議：重点審議より資料を簡略化して審議の効率化を図る。

※重点・一括の審議区分は、事前説明時に審議区分（案）を提示し、各委員より意見をいただいた上で最終的に委員長が判断。



「重点審議」案件の十分な審議時間を確保するため、「一括審議」案件は簡略化した資料により簡潔な説明を行うことで、より一層の審議の重点化・効率化を図る。

重点審議

1. 事業概要
 - (1) 事業の目的
 - (2) 計画の概要
2. 現在に至る経緯
 - (1) 事業の経緯
 - (2) 事業の進捗状況
 - (3) 今後の事業展開
3. 事業内容の変更
 - (1) 事業費の見直し
 - (2) 見直し後の事業費
4. 事業の投資効果
 - (1) 便益算出に関する整備効果
 - (2) その他の効果
5. 費用対効果
6. 事業の必要性、進捗の見込み等
7. 対応方針（原案）
8. 再評価の重点化・効率化判定表

一括審議

1. 事業概要
事業の目的・概要・進捗状況等
2. 事業の投資効果・対応方針
事業の効果・投資効率性・
対応方針（原案）等
3. 再評価の重点化・効率化判定表